

個人情報の開示・訂正・利用停止制度について

兵庫県後期高齢者医療広域連合が保有する自己に関する個人情報の開示・訂正・利用停止を本人が求めることができる制度です。

■ 開示請求ができる方

- ・ 個人情報のご本人
 - ・ 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人
- *なお、開示請求に当たっては、請求者の本人確認をさせていただきます。
- ・ 本人確認書類・・・運転免許証、身分証明書等
 - ・ 代理人による請求の場合は、本人確認書類のほかに、登記事項証明書等、法定代理人又は任意代理人であることを確認できる書類

■ 開示請求できる個人情報

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、組織的に用いるものとして、実施機関が保有している公文書に記録されている個人情報。

※法令等により公開できない情報や開示請求者以外の個人に関する情報など開示できない場合があります。

※診療報酬明細書（レセプト）の開示請求については、給付担当（078-326-2023）までお問い合わせください。

■ 訂正・利用停止請求について

開示された個人情報に事実の誤りがある場合には訂正請求をすることができます。また、開示された個人情報が法律、規定に違反して収集、利用若しくは提供されている場合は利用停止請求をすることができます。

■ 請求方法

該当する請求書に必要事項をご記入の上、兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局あてに提出してください。

■ 費用

個人情報記録された公文書の写しの交付を希望される場合は、写しの作成に要する費用（兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例施行規則別表（第3条関係）に定める額）を負担していただく必要があります。また、写しの郵送を希望される場合は、郵送料の実費相当額も必要となります。

これらの費用は写しの交付を受けるときまでに納付していただく必要があります。

※当広域連合の個人情報開示・訂正・利用停止に関する条例・規則については、当広域連合（<https://www.kouiki-hyogo.jp/>）ホームページ上の「例規集」にある「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例」、「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例施行規則」、「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」をご覧ください。

兵庫県後期高齢者医療広域連合

〒650-0021

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号

TEL 078-326-2612（代表 コールセンター）